

政府の少子化対策について

平成18年9月14日

内閣府

はじめに

我が国では、昨年、総人口が初めて減少に転じ、出生数、合計特殊出生率は、ともに過去最低を記録しました。今や、少子化対策は、国を挙げて取り組むべき喫緊の最重要課題となっています。

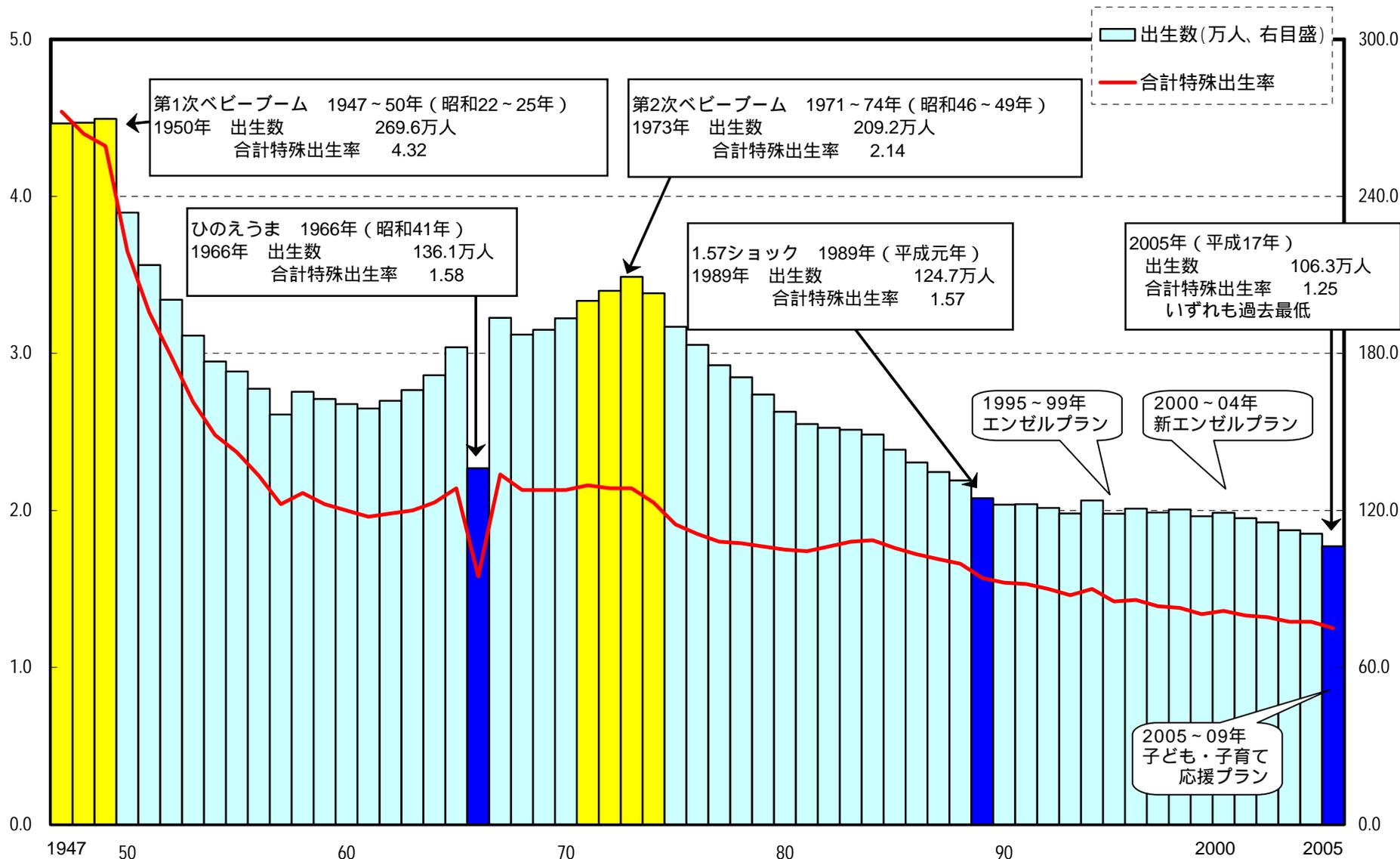
政府は、1990年代半ばからの「エンゼルプラン」、「新エンゼルプラン」、2005年度からは、「少子化社会対策大綱」とその具体的実施計画である「子ども・子育て応援プラン」に基づき、少子化対策を推進してきました。

しかしながら、少子化の流れを変えるためには、従来の対策に加え、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図る必要があることから、本年6月、全閣僚で構成する少子化社会対策会議において、「新しい少子化対策について」を決定しました。

今後、「新しい少子化対策について」に基づき、政府一体となって少子化対策を強力に推進することとしています。

1. 出生数及び合計特殊出生率の推移

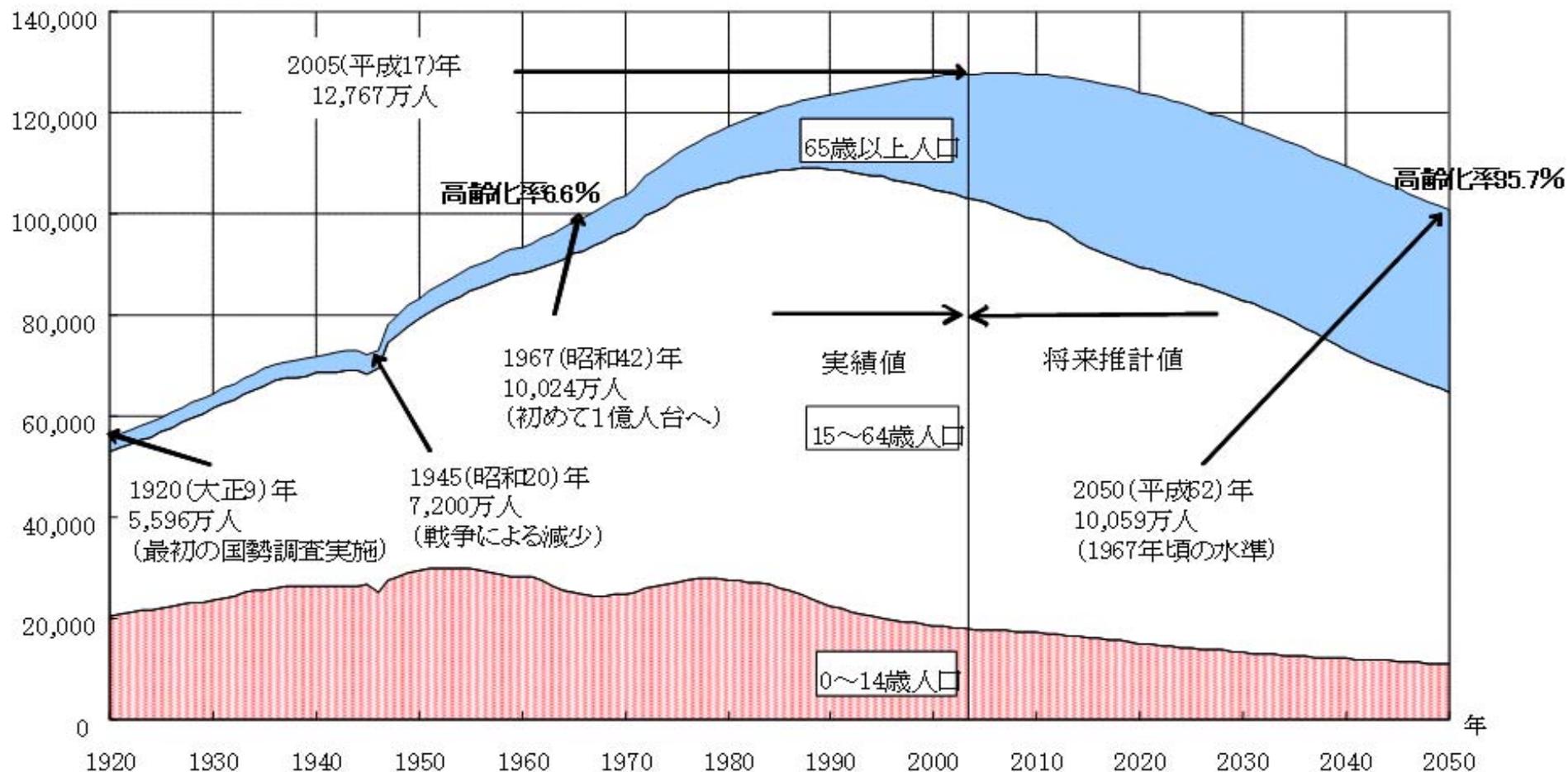
現在、我が国においては急速に少子化が進行。
 第2次ベビーブーム以降、30年間にわたって出生率、出生数ともに低下している。
 2005年の合計特殊出生率は1.25、出生数は106.3万人と過去最低。



2. 人口減少社会の到来

現状のまま少子化が進行すると、2050年には総人口が1億人となる。
また、総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は35.7%に達し、我が国では、

(千人) 超少子高齢社会が到来することになる。



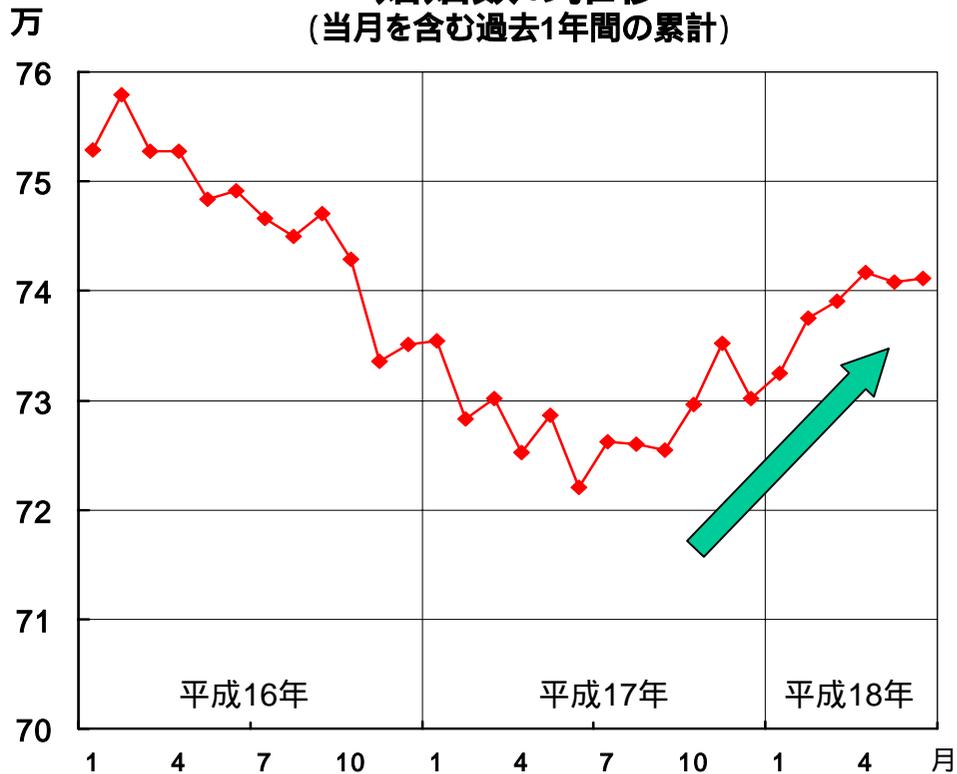
資料:2003年までは総務省統計局「国勢調査」,【0月1日現在推計人口】、2004年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成4年1月推計)」

注:1941~1943年は1940年と44年の年齢区分別人口を中間補間した。1946年~71年は沖縄県を含まない。

3. 出生、婚姻の速報値

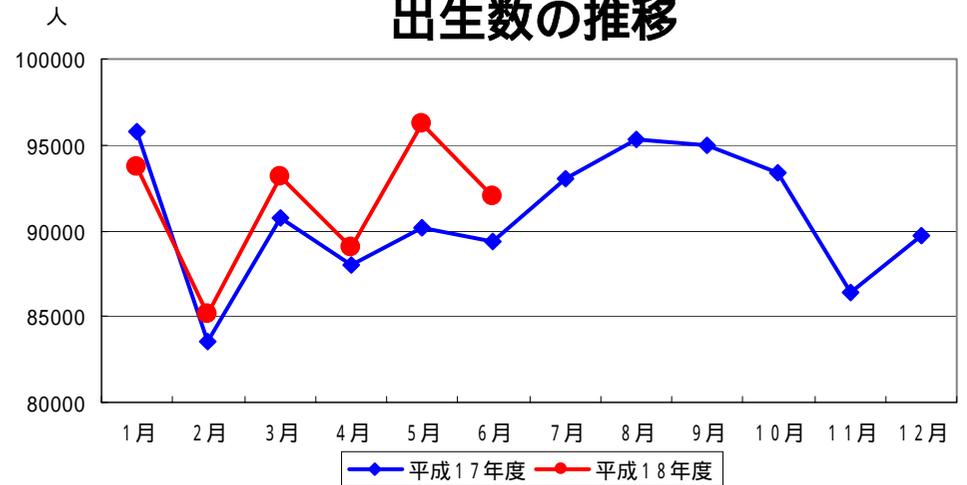
最近の出生、婚姻の状況を見ると、6月時点で出生数は対前年比で1万2千人増、婚姻数は1万1千件増となっている。
 (2005年10月の第3次小泉改造内閣の発足により、専任の少子化対策担当大臣を設置。2005年12月より全国10ブロック大臣行脚開始)

婚姻数の推移
 (当月を含む過去1年間の累計)



資料: 人口動態統計速報

出生数の推移



(単位: 千人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1~6月 累計
平成18年	93.7	85.1	93.1	89.0	96.2	92.0	549.2
平成17年	95.8	83.5	90.7	88.0	90.1	89.4	537.6
対前年 同月差	2.1	1.6	2.4	1.0	6.1	2.6	11.6

4. これまでの少子化対策

1990年代半ばから、エンゼルプラン、新エンゼルプランを策定し、少子化対策を推進。保育サービスを中心に、計画の目標値をおおむね達成。

エンゼルプラン(1995年度～99年度)

- ・ 1994(平成6)年12月作成
- ・ 子育て支援のための初めての計画
- ・ 保育サービス整備のための5ヶ年計画

新エンゼルプラン(2000年度～04年度)

- ・ 1999(平成11)年12月作成
- ・ エンゼルプランを改定
- ・ 保育サービスばかりでなく、仕事と育児の両立支援や母子保健、教育等も加える

【二期にわたるエンゼルプランの実績】

	1994年4月	2004年4月	
保育所入所児童数	159万人	197万人	〔 37万人増 〕
うち低年齢児(3歳児未満)	41万人	62万人	

	1994年度実績	2004年度実績	
延長保育実施保育所数	2,230か所	13,086か所	〔 10,856か所増 〕
放課後児童クラブ数	4,520か所	12,188か所	
地域子育て支援センター数	236か所	2,786か所	

育児休業制度	1992年度導入		
育児休業給付水準	当初なし	1995年度25%	2001年より40%

5. 少子化対策大綱

少子化の流れを変えるための総合的な施策展開の指針として少子化社会対策大綱を策定。
大綱の重点施策の具体的実施計画として「子ども・子育て応援プラン」を平成16年12月に策定。

3つの視点

自立への希望と力

若者の自立が難しくなっている状況を変えていく

不安と障壁の除去

子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく

子育ての新たな支え合いと連帯

- 家族のきずなと
地域のきずな -

生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を求めていく。子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。

4つの重点課題

若者の自立とたくましい子どもの育ち

・就業困難を解消するための取組、豊かな体験活動の機会の提供

仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

・企業の行動計画策定・目標達成の取組
・勤務時間の短縮等の措置、再就職支援

生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

・生命の尊さを実感し、社会とのかかわりなどを大切にすることへの理解を深める

子育ての新たな支え合いと連帯

・子育て支援施策の効果的な実施、身近な地域でのきめ細かな子育て支援の取組、児童虐待など特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援
・妊娠、出産、子どもの育ちにかかわる保健医療

重点課題に取り組みするための28の具体的行動

6. 少子化担当大臣と地方自治体トップの ブロック会合の実施

実施内容

少子化対策の実効ある推進における都道府県及び市町村の役割は極めて大きい。このため、「少子化担当大臣と地方自治体トップのブロック会合」を昨年12月より本年4月まで全国10のブロックにおいて実施し、知事など地方自治体トップと少子化対策についての取組及び国への提言・要望などについて活発な議論を行った。

開催方法

全国のブロックごとに猪口少子化担当大臣を議長として開催。
都道府県知事、政令指定都市の長等と意見交換

成果

ブロック会合では、県知事など地方自治体トップより、少子化対策に係る様々な意欲的取組や国への強い要望もあり、政府の「新しい少子化対策について」に反映。

開催ブロックの日時及び地域

平成17年12月18日(日)九州(熊本県熊本市)	平成18年3月25日(土)近畿(福井県福井市)
平成18年1月7日(土)東海・北陸(石川県金沢市)	平成18年4月1日(土)中国(広島県広島市)
平成18年2月4日(土)四国(徳島県鳴門市)	平成18年4月9日(日)東北(山形県山形市)
平成18年2月12日(日)南関東(神奈川県横浜市)	平成18年4月16日(日)北海道(北海道札幌市)
平成18年2月19日(日)北関東(茨城県水戸市)	平成18年4月22日(土)東京(東京都港区)

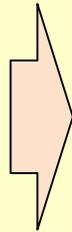
7. 新しい少子化対策について

2006年6月20日、少子化対策に関する政府・与党協議会において合意
同日、少子化社会対策会議(会長:総理、全閣僚で構成)で決定
「骨太方針2006」に盛り込み、強力に推進

急速な少子化の進行
と人口の減少

〔合計特殊出生率 1.25
出生数 106万人〕

〔初の人口自然減 2万人〕



経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる問題

出生率の低下傾向を反転させる

社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識、若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため

少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図る

(1) 社会全体の意識改革

- ・ 子どもの誕生を祝福し、子どもを慈しみ、守り育てることは、社会の基本的な責任
- ・ 国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組む

(2) 子どもと家族を大切にするという視点にたった施策の拡充

子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援
すべての子育て家庭を支援するため地域における子育て支援策を強化(特に在宅育児、放課後対策)
仕事と子育ての両立支援の推進や、子どもと過ごす時間を確保できるよう男性を含めた働き方の改革
親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含めた総合的な対策の推進
就学期における子どもの安全対策、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援の拡充

新たな少子化対策の推進

(1) 子育て支援策

新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

出産育児一時金の支払い手続の改善
妊娠中の健診費用軽減
不妊治療の公的助成の拡大
妊娠初期の休暇などの徹底・充実
産科医等の確保等産科医療システムの充実
児童手当制度における乳幼児加算の創設
子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

未就学期(小学校入学前まで)

全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
待機児童ゼロ作戦の更なる推進
病児・病後児保育、障害児保育等の拡充
小児医療システムの充実
行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
育児休業や短時間勤務の充実・普及
事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
子どもの事故防止策の推進
就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

小学生期

全小学校区における「放課後子どもプラン」(仮称)の推進
スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

中学生・高校生・大学生期

奨学金の充実等
学生ベビーシッター等の推奨

(2) 働き方の改革

若者の就労支援
パートタイム労働者の均衡処遇の推進
女性の継続就労・再就職支援
企業の子育て支援の取組の推進
長時間労働の是正等の働き方の見直し
働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

(3) その他の重要な施策

子育てを支援する税制等を検討
里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進
児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進
食育の推進
家族用住宅、三世帯同居・近居の支援
結婚相談等に関する認証制度の創設

国民運動の推進

(1) 家族・地域の絆を再生する国民運動

「家族の日」や「家族の週間」の制定
家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催
働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

(2) 社会全体で子どもや生命を大切にする運動

マタニティマークの広報・普及
有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供
生命や家族の大切さについての理解の促進

8 - . 平成19年度少子化社会対策関係予算の概算要求のポイント

平成19年度予算の概算要求の総額

1兆6745億円

- ・ 歳出・歳入一体改革の厳しい歳出削減が求められる中、**前年度(1兆5164億円)と比べて1581億円(約10.4%)の増要求**

なお、平成18年度予算の総額は一般会計を中心に取りまとめ1兆580億円としてきたが、少子化対策における特別会計予算の規模等を勘案して、再集計を行った結果、1兆5164億円となる。

- ・ 特に、義務的経費を除いた裁量的経費(いわゆる政策的経費)では、3628億円と、前年度(2764億円)と比べて864億円(約31.3%)の増要求

なお、「新しい少子化対策について」に基づく児童手当に係る経費(乳幼児加算の創設)の取扱いについては、今後の予算編成過程において検討する。

8 - 平成19年度少子化社会対策関係予算の概算要求のポイント

子育て支援策

妊娠・出産・乳幼児期

小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実【厚生労働省】 302億円（242億円）

- ・小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり
- ・小児救急電話相談事業の充実強化等、小児救急医療体制の更なる整備
- ・不妊治療に対する助成額を「年度10万円」から「年度20万円」に拡大、所得制限の緩和

生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）の実施【厚生労働省】

- ・生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

未就学期

つどいの広場などの子育て支援拠点施設の整備【厚生労働省】

- ・「子ども・子育て応援プラン」の21年度目標値6000か所整備（中学校区の6割）を前倒しし、19年度に達成できるよう予算計上
全中学校区（10000か所）の早急の整備を目指す

病児・病後児保育の拡充【厚生労働省】

- ・児童が通い慣れた保育所において、既に配置されている看護師等を活用して、体調不良時の対応を行う

～ は、次世代育成支援対策交付金で対応 440億円（340億円）

就学前教育費負担の軽減【文部科学省】218億円（181億円）

- ・幼稚園に通う園児の保護者に対する経済的負担の軽減等を目的とした「幼稚園就園奨励費補助」の拡充

「キッズデザイン賞」を創設【経済産業省】

- ・病院や保護者等から事故情報の収集を行い、事故の未然防止に役立てるとともに、子どもの安全の向上や健やかな成長につながる製品や活動を表彰

小学生期

全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進

- 放課後子ども教室【文部科学省】 138億円（新規）
- 放課後児童クラブ【厚生労働省】 190億円（120億円）

- ・各市町村において、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を19年度に必要な全小学校区（20000校区）に整備する経費を計上
放課後子ども教室は、新規事業として、必要なすべての小学校区において実施（放課後子ども教室 20000か所（19年度））
放課後児童クラブの「子ども・子育て応援プラン」の21年度目標値17500か所を大幅に前倒しするとともに、必要なすべての小学校区において実施（放課後児童クラブ 14100か所（18年度） 20000か所（19年度））

スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策【文部科学省】

- ・路線バス等をスクールバスとして活用した通学路の安全対策の導入に向けた取組に対する支援等

（参考）

「子ども安心プロジェクト」 23億円（19億円）
うち、「通学路の安全確保のためのスクールバス活用推進事業」が3.4億円

中学生、高校生、大学生期

奨学金事業の充実【文部科学省】 1360億円（1134億円）

- ・無利子及び有利子奨学金の貸与人員の増員等により、115.1万人（前年度比5.9万人増）の学生等に奨学金の貸与

（参考）事業費総額 8574億円（7999億円）

8 - . 平成19年度少子化社会対策関係予算の概算要求のポイント

働き方の改革

少子化の流れを変えるための働き方の見直し【厚生労働省】 150億円（90億円）

- ・ 長時間労働の抑制等仕事と生活の調和を図るための労働時間法制の見直し
- ・ 育児休業、子育て期の短時間勤務等の両立支援制度を利用しやすい職場風土づくりの推進
- ・ パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進
- ・ 短時間正社員制度の導入促進
- ・ マザーズハローワークの機能強化とマザーズハローワークサービスの全国展開

フリーター25万人常用雇用化プランの強化や、ニート等の若者の自立支援【厚生労働省】

働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動【内閣府】 0.5億円（0.5億円）

その他重要な施策

家族用住宅・三世代同居・近居の支援【国土交通省】

- ・ 地域優良賃貸住宅(仮称)における家賃低廉化のための助成対象を拡充し、小学校就学児童のいる世帯を追加
- ・ 子供の成長等に応じ間取り変更等が可能な耐久性・可変性に優れた住宅の取得を支援するため、住宅金融支援機構の行う証券化支援事業の枠組みを活用し金利優遇する優良住宅取得支援制度を拡充

国民運動の推進

【内閣府】 3.9億円（1.4億円）

少子化社会対策の総合的な推進

- ・ 少子化対策の推進に必要な政策研究、調査研究等の実施
- ・ 家族・地域の絆を再生する国民運動の展開 等
官民一体子育て支援推進運動を含む

8 - . 平成19年度少子化社会対策関係予算の概算要求のポイント

税制改正要望

子育て家庭を経済的に支援するため、また、企業の子育て支援についての取組をより一層の推進を図るための各種税制上の特例措置の創設を要望。

子育て家庭を経済的に支援

- ・ 扶養控除の見直しなどにより、子育て家庭を経済的に支援するための税制上の措置
- ・ 扶養控除の見直しとの関係にも留意しつつ、奨学金返還時における税額控除制度の創設

企業の子育て支援についての取組のより一層の推進

- ・ 企業が従業員のために事業所等に設置する託児施設に係る設置費用、運営費等
- ・ 仕事と子育ての両立支援を推進するため、従業員に対し行われる育児支援サービスの提供に要する経費等について、所要の税制上の特例措置の創設

(参考)

出産育児一時金の支払い方法の改善は、平成18年10月から開始